

宇都宮短期大学附属高等学校情報商業科後援会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、宇都宮短期大学附属高等学校情報商業科後援会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、宇都宮短期大学附属高等学校内におく。
- 第 3 条 本会は、宇都宮短期大学附属高等学校の情報商業科の教育の振興に協力することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、宇都宮短期大学附属高等学校の情報商業科に在学する生徒の保護者、卒業生及び本会の趣旨に賛同をもって組織する。

第 2 章 役 員

- 第 5 条 本会の運営のため、次の役員を置く。役員を選出は役員会の推薦により総会において承認を得る。役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 会 長 1 名 | 4. 会 計 2 名 |
| 2. 副 会 長 2 名 | 5. 会 計 監 査 2 名 |
| 3. 委 員 若干名 | 6. 顧 問 若干名 |
- 第 6 条 会長は、本会の代表として会務を総理する。
- 第 7 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第 8 条 委員は、会長を助けて本会の運営にあたる。
- 第 9 条 会計は、本会の会計事務一切を行ない、また、関係書類を保管する。
- 第 10 条 会計監査は、本会の会計事務一切を監査する。
- 第 11 条 顧問は、本会全般の運営について諮問する。

第 3 章 機 関

- 第 12 条 本会の運営のため、次の機関を置く。
- | | |
|--------|----------|
| 1. 総 会 | 2. 役 員 会 |
|--------|----------|
- 第 13 条 総会は、全会員によって構成される本会の最高機関で重要な会務を審議決定する。
- 第 14 条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の2分の1以上をもって決定する。ただし、出席については、委任状をふくむものとする。
- 第 15 条 総会は次の事項を行う。
- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 事業計画、予算の審議決定 | 4. 役員を選出 |
| 2. 事業報告、決議報告の承認 | 5. その他の重要な事項 |
| 3. 会則の変更 | |
- 第 16 条 役員会は、各役員（会計監査を除く）をもって構成する。
- 第 17 条 役員会は、総会の決定事項を執行し、総会議案の作成に当たる。

第 4 章 会 計

- 第 18 条 本会には、次の帳簿を備え、必要な記録を残さなければならない。
- | | |
|------------------------|--------|
| 1. 会議記録簿（総会・役員会・会計監査会） | 2. 会計簿 |
|------------------------|--------|
- 第 19 条 本会の経費は、毎月会員の納入する会費700円及びその他の収入によって賄われる。
- 第 20 条 慶弔規定は、別に定める。
- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日よりはじまり、翌年3月31日に終り総会で報告し、その承認をうける。

附 則

- 第 22 条 本会則は、昭和51年10月28日より施行する。

慶 弔 規 定

- 第 1 条 本会会則第20条により下記の事業を行う。
- 会員の吉凶に対する慶弔
教職員（情報商業科関係）に対する慶弔
- 第 2 条 前条の目的をはたすため、次の如く定める。
1. 会員及び会員配偶者が死去したときは香典5,000円とする。
 2. 会長及び副会長、役員任期満了なるとき感謝状と共に記念品を贈る。
 3. その他の場合は、委員会で適宜に決定実施する。
 4. 情報商業科教職員（担任含む）の退職したときは餞別金をする。餞別金はPTA規約に順ずるものとする。